

## インボイス制度対応に関するお知らせ

2023年10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が施行されております。  
当社は適格請求書発行事業者の登録番号を以下のとおり取得しております。

登録番号 T6011201010186

### ■インボイス（適格請求書）を発行する対象取引について

#### インボイス発行対象の取引例

- ・各種手数料

#### インボイス発行対象外の取引例

- ・家賃保証サービスご利用分の家賃・保証料

※居住用物件の家賃ご利用分および保証料は、非課税のため適格請求書（インボイス）対象外です。

※事業用物件の家賃ご利用分につきましては、管理会社様を通して貸主（オーナー）様へお問い合わせください。

これらの取引について当社は適格請求書（インボイス）を発行できません。

詳しくは国税庁のサイトをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/18/05.htm>

以上